

北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託
仕様書

北九州市産業経済局
総務政策部産業政策課

1 委託件名

北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 目的

北九州市では、市内総生産4兆円を目指し、産業振興に取り組んでいる。その目標を達成するに当たっては、地域における投資や事業の拡大、良質な雇用の場の創出などへのインパクトが大きい地域中核企業^{*}の成長が不可欠である。

そこで、地域中核企業の成長に向けた新たな挑戦を促し、企業の強みや潜在力を活かした事業展開の方向性を具体化する支援を行う。

※売上高概ね30億円～500億円の市内企業

4 基本方針

本業務は、受託者が一方的に分析・提案を行うものではなく、企業の主体性を尊重し、経営者等との継続的な対話を通じて信頼関係を構築しながら、企業の強みや潜在力を引き出し、企業が模索する事業展開の具体化及び実行に向けて伴走支援を行うものである。

5 業務内容

受託者は、本市と連携し、4社程度の伴走支援企業の選定につなげるため、下記のとおり、（1）対象企業の抽出、（2）対象企業の訪問による意向・課題の把握、（3）申請に向けた意欲喚起、（4）伴走支援までを一体的に実施すること。

なお、申請状況等により伴走支援企業が4社程度に満たない場合には、本市と協議の上、（1）～（3）を継続又は追加して実施すること。

（1）対象企業の抽出

受託者は、地域中核企業の中から、新規事業展開、販路開拓、人材確保、組織体制の見直し等の成長に向けた取組に関心又は可能性のある対象企業を抽出すること。

抽出に当たっては、企業の事業内容、保有する技術・製品・サービス、成長可能性、地域経済への波及効果等に加え、受託者が保有する知見・ネットワーク等を踏まえ、対象企業名及び抽出理由を本市に提示すること。

（2）対象企業の訪問による意向・課題の把握

受託者は、本市とともに対象企業を訪問し、企業の経営課題、販路開拓等に対する関心・意向、強みや潜在力等を把握すること。

対象企業への訪問に当たっては、企業が抱える課題や成長に向けて実現したい取組を丁寧に聞き取るとともに、聞き取った内容を踏まえ、伴走支援の活用可能性や申請に向けた働きかけの方向性を整理し、本市と協議すること。

(3) 申請に向けた意欲喚起

受託者は、(2)の本市との協議内容を踏まえ、対象企業に対し、伴走支援の活用に向けた意欲喚起を行うとともに、申請に必要な内容の整理や申請書類作成に係る助言等を行うこと。

(4) 伴走支援

受託者は、本市が支援対象として選定した企業（4社程度。以下、「選定企業」という。）に対し、経営者等との継続的な対話を通じて信頼関係を構築しながら、選定企業が審査時に提出した計画書（以下、「計画書」という。）を起点として、その具体化及び実行に向けた伴走支援を行うこと。

伴走支援の内容として、例えば以下の支援を想定する。

(例)

ア 企業の現状把握及び課題・対応方針の整理

計画書を踏まえ、追加ヒアリングや現場視察等により、企業の実態、強み・潜在力、課題、不足情報等を整理し、対応方針、優先順位、取組内容・実施手順・中長期的な展開の方向性を具体化すること。

イ 市場性・事業性の検討及び計画書のブラッシュアップ

市場調査、顧客ニーズ・競合状況、収益性、付加価値、実施体制等を検討し、計画書の実現可能性を高めること。

ウ 計画の実行支援

計画書を基に実施する取組について、保有する知見・ネットワーク等を活用し、提案書の作成支援や開拓先企業への同行など、その取組を円滑に実行できるよう支援すること

エ 外部資源の活用及び推進体制の整備

計画推進に必要な専門家、人材、金融機関、支援機関、大学・研究機関、外部企業、支援制度等の紹介又は連携調整を行うこと（なお、専門家等と選定企業が直接契約することにより発生する費用は、選定企業の負担とする。）。

また、支援期間中は、選定企業との定期的な面談等により取組の進捗状況を確認し、選定企業の要望や意向に柔軟に対応するとともに、伴走支援を通じて新たな課題や方向性の変更が生じた場合には、本市と協議の上、必要に応じて計画書

に掲げた取組内容の見直し等を行うこと。

6 留意事項

- (1) 当該業務の遂行にあたっては、常に北九州市職員と密接な連携を図り、北九州市の意図について理解のうえ業務に着手し、適正かつ効率的な進行に努めること。
- (2) 当該業務において業務上知り得た情報は、他に漏らさないこと。
- (3) 当該業務の遂行にあたり収集した情報については、機密を保持するとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (4) 当該業務の遂行にあたり、重要な事項を選定する場合や疑義が生じた場合は、予め北九州市と協議を行い、その指示又は承認を受けること。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項については、北九州市と協議のうえ決定すること。

7 問合せ先

北九州市産業経済局産業政策課

担 当：岡村、岩富

住 所：北九州市小倉北区域内1番1号（本庁舎7階）

TEL：093-582-2299

FAX：093-591-2566